

令和5年12月改訂

令和5年度
「学校いじめ防止基本方針」

北海道室蘭清水丘高等学校

学校いじめ防止基本方針

北海道室蘭清水丘高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

近年、いじめは多種多様化し学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに深く傷つき、不登校や自殺に及ぶ生徒もあり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題となっている。そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見、早期解決を図るための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒達に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的・物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの、及び第三者が見て苦痛を与える行為と判断できるものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」の認識
- ・「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」の認識
- ・「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」の認識

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などもあり、それら生徒の捉え方によって抑止作用や促進作用になることもある。

生徒の善意に基づく行為であっても、いじめにつながる場合がある。

② いじめの動機（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろを晴らしたい）

(4) いじめの態様

けんか、悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙1 ※日常の指導体制

(2) 緊急時の組織的対応

いじめ対策委員会を開催し、いじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

別紙2 ※緊急時の組織対応（いじめ対策委員会の開催）

(3) 日常的な組織的対応

いじめに係る情報があった時には、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行うとともに、いじめが解消に至るまで被害生徒に対する支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や学校いじめ防止プログラム等の作成・実行・検証・修正を行う。

(4) 学校いじめ防止基本方針の説明

学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載するとともに、配付や校内への掲示等により生徒、保護者た地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を確認できるような措置を講じる。また、その内容を必ず入学時・年度の開始時に生徒・保護者等に説明する。

4 いじめの予防

(1) 学業指導の充実

- 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- 生徒自身がいじめの問題を自分のこととして捉え、考える土壤を醸成する。
- ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- 面談の定期的実施（教育相談委員会実施週間5月、面談週間7月と11月）

(4) 人権教育の充実

- 人権意識の高揚
- 講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- 教科「情報」におけるモラル教育の充実
- インターネットを通じて行われるいじめや不適切な行為が被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な影響を与える危険性について生徒に啓発する。

(6) 保護者・地域との連携

- いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- 学校公開の実施

(7) 特に配慮が必要な生徒に対する支援

例えば「発達障がいを含む障がいのある生徒」や「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒」、「自然災害等により被災した生徒」等、特に配慮が必要な生徒について、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

5 いじめの早期発見

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

生徒自ら周囲に援助を求めるこの重要性を理解させるよう取組を進める。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙3

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙4

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知

(5) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（6月、10月）

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

(7) 迅速な対応の徹底

アンケート調査や個人面談における生徒のSOSの発信や生徒からの相談に対して、学校の教職員等が迅速な対応を徹底する。

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、ともに考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・暖かい人間関係をつくる

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し指導し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・じっくりと話を聞く
 - ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
 - ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める
- ② いじめている生徒の保護者に対して
- 事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
 - ・生徒や保護者の心情に配慮する
 - ・行動が変わるためには保護者の協力が必要である
- ③ 保護者同士が対立する場合など
- 教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある
- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
 - ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
 - ・教育委員会や関係機関を連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

- ① 教育委員会との連携
 - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・関係機関との調整
- ② 警察との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 福祉関係機関との連携
 - ・家庭での養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

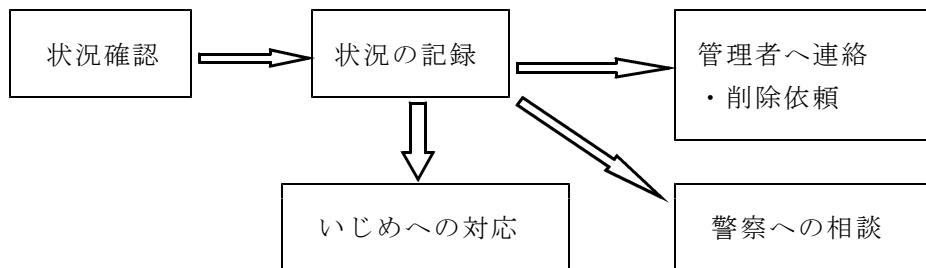
- ① 保護者への啓発
 - ・フィルタリング
 - ・保護者の見守り
- ② 情報教育の充実
 - 「教科情報」における情報モラル教育の充実
- ③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報

・ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、さらに、道南支援チーム員の支援を得て解決にあたる。

(3) 重大事態への対処

いじめられて重大事態に至ったという生徒や保護者からの申立てがあったときには、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。また、いじめの重大事態については本基本方針や国のガイドラインにより適切に対応する。

9 いじめの解消

(1) いじめ解消の判断基準

① 次の2つの要件が満たされているとき、いじめが「解消している」状態と判断する。

(ア) いじめに係る行為が止んでいる。

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続している。

(イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていない。

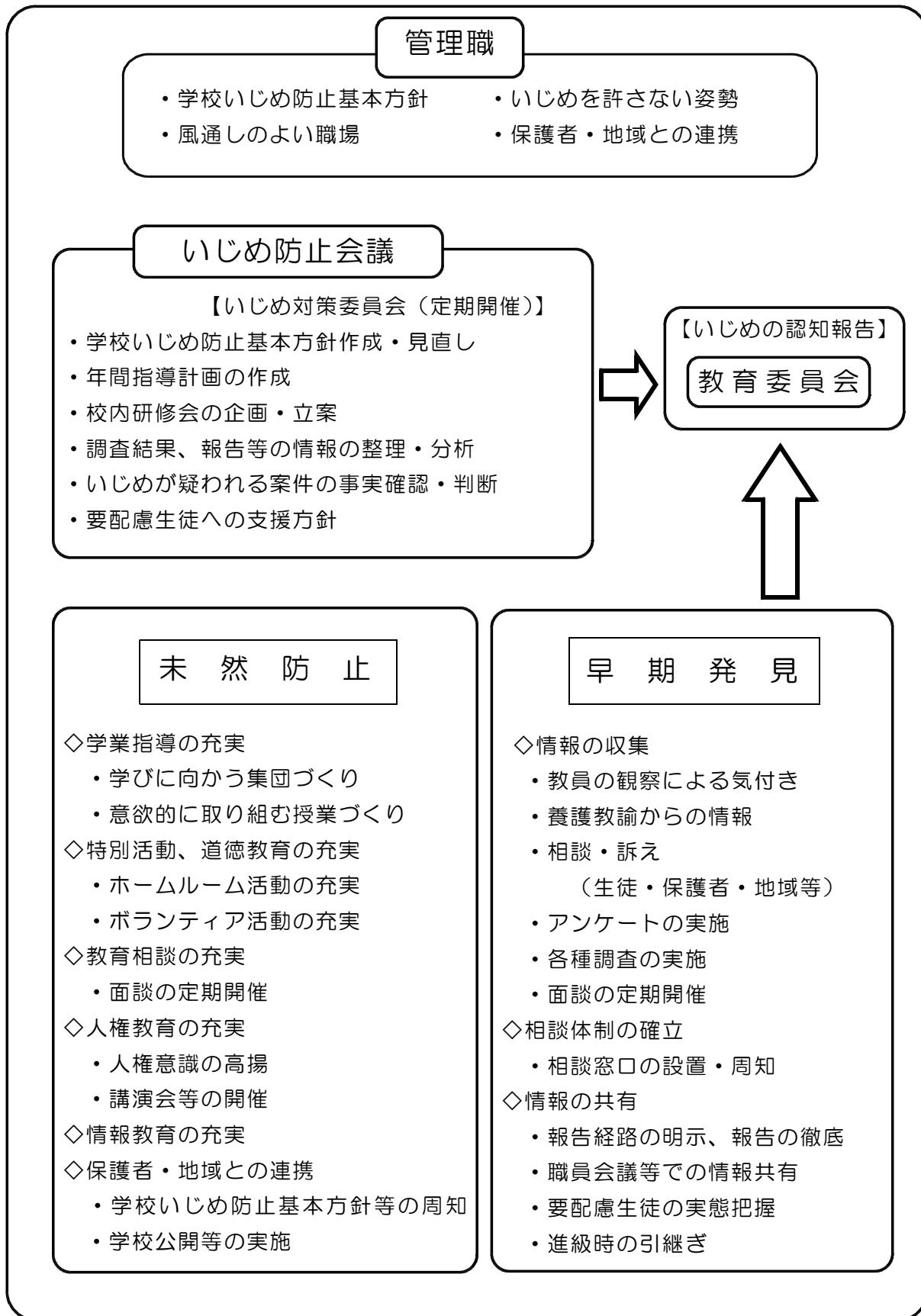
- ・被害生徒本人及びその保護者に対し、面接等により確認する。

② 解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校いじめ対策委員会を活し、必要に応じてスクールカウンセラー等を含めた集団で対応する。

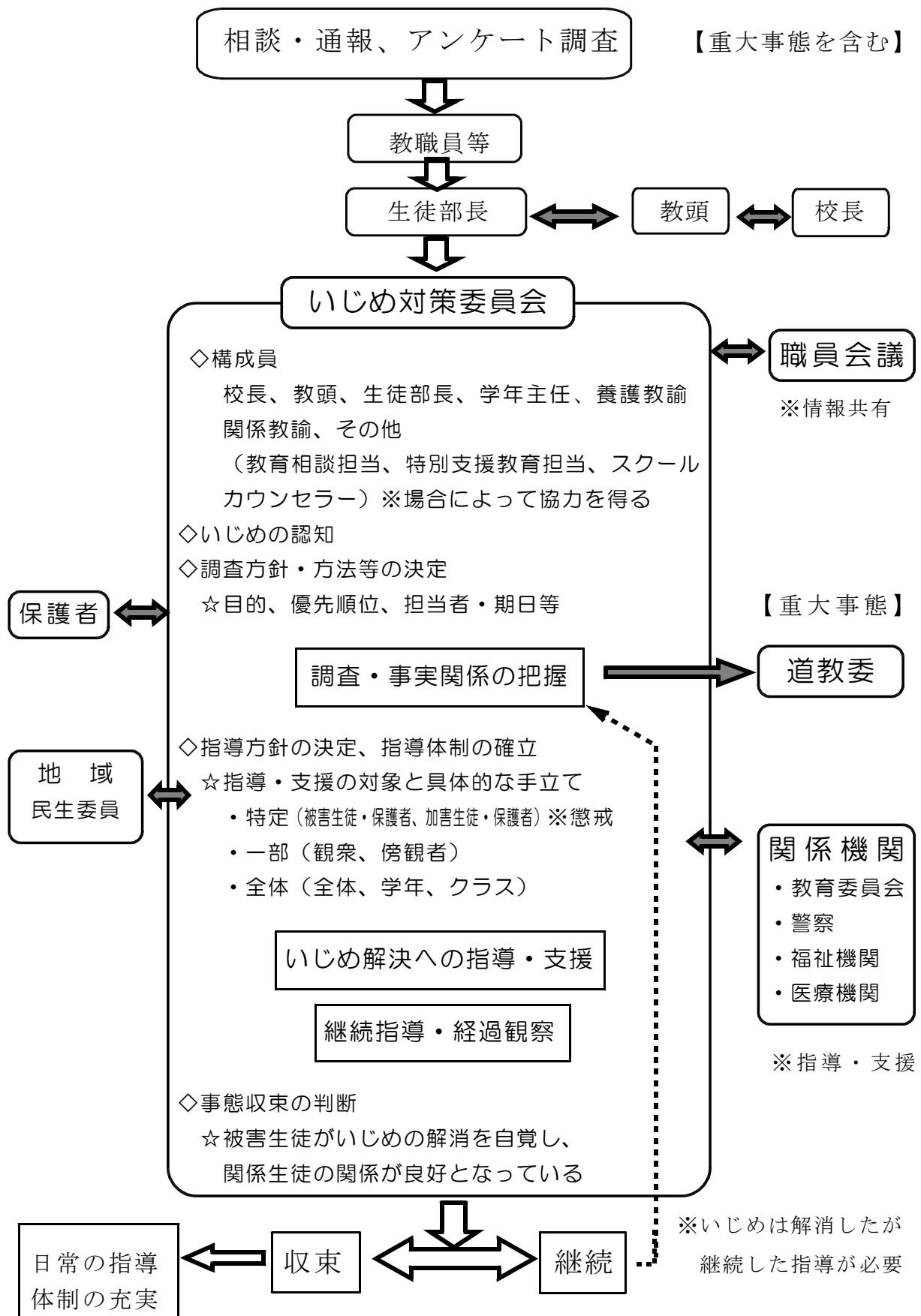
(2) 被害者への支援の継続の徹底

学校は被害生徒を徹底的に守り通し、被害生徒の安全・安心を確保する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝のS H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れる <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室てくる
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている <input type="checkbox"/> 一人で清掃している
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する または、用もないのに学校に残っている <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン

- 嫌なあだ名が聞こえる
 - 席替えなどで近くの席になることを嫌がる
 - 何か起こると特定の生徒の名前が出る
 - 筆記用具等の貸し借りが多い
-
- 壁等にいたずら、落書きがある
 - 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サ イ ン

- 学校や友人のことを話さなくなる
 - 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる
 - 朝、起きてこなかつたり、学校に行きたくないと言つたりする
 - 電話に出たがらなかつたり、友人からの誘いを断つたりする
 - 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
 - 不審な電話やメールがあつたりする
 - 遊ぶ友達が急に変わる
 - 部屋に閉じこもつたり、家から出なかつたりする
-
- 理由のはつきりしない衣服の汚れがある
 - 理由のはつきりしない打撲や擦り傷がある
 - 登校時刻になると体調不良を訴える
 - 食欲不振・不眠を訴える
-
- 学習時間が減る
 - 成績が下がる
-
- 持ち物がなくなつたり、壊されたり、落書きされたりする
 - 自転車がよくパンクする
 - 家庭の品物、金銭がなくなる
 - 大きな額の金銭を欲しがる